

中小企業等金融円滑化法の実効性を求める意見書

平成21年12月4日に施行された中小企業等金融円滑化法は、金融機関に中小企業等の金融の円滑化を促すものであり、弾力的な融資、返済緩和などの貸付条件変更、旧債の借りかえ等、中小企業支援を旨とした適切な措置をとるよう金融機関に努力義務を課している。

しかし、既に別の信用保証を受けている企業や、政府系金融機関の日本政策金融公庫・商工中金等から融資を受けている企業は、貸付条件変更対応保証制度を申請できる資格要件の対象外となっていることから、本保証制度の対象は信用保証協会や政府系金融機関から融資を受けていない財務体質の良い優良企業に限定されることになり、制度の趣旨から見て対象企業は皆無であり、制度が完全に骨抜きになっていると言わざるを得ない。実際にこれまでに利用した中小企業はわずかであり、中小企業の円滑な資金繰りを図るには実効性が不十分であることが明らかであるとともに、厳しい経済情勢により売り上げ減少に苦しむ中小企業の資金繰りは一層逼迫することが懸念される。

よって、国は、「中小企業者等において経営の安定化や活性化が確保されるよう、長期にわたって資金供給に万全を期す」という同法の附帯決議の趣旨を踏まえ、一日も早く同法が真に実効性あるものとなるべくあらゆる手立てを講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月18日

大 垣 市 議 会